相模原市市民活動緊急支援助成金支給事業

新しい生活様式対応事業に係る市民活動緊急支援助成金

∼相模原市の市民活動を応援します~

目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているNPO法人や市民活動団体等に対し、「新しい生活様式」に対応した事業を実施するための経費を助成します。

対 象団 体

市内で相模原市民への非営利の市民活動を行う団体(NPO法人や任意団体等)で次の要件を満たすもの

- ・令和元年度の事業報告書等が提出できること。(NPO法人の場合は事業年度終了後3か月以内に所轄庁に 事業報告書等を提出していること。)
- ・相模原市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。
- ・代表者、役員又はその他事業に携わる者に暴力団員等に該当する者がいないこと。

対 象 経 費 衛生管理対策の充実…マスク、消毒液の購入費用等 IT 通信環境整備…オンライン会議環境の整備に係る費用等 回復期の事業展開に要する経費…専門家への相談経費等

令和2年4月1日から12月31日までに実施する事業が対象となります。 国や他の自治体、本市の他の助成金、委託料、指定管理料を充当している経費は対象外

助 成 金 額 1団体あたり限度額

助成は1団体につき1回までです。 事業終了後のお支払いになります。

20

万円

申請期間

令和2年9月1日(火)~11月30日(月)(当日消印有効)

申請方法

郵送のみ

〒252-5277

相模原市中央区中央2 11 15

相模原市役所市民協働推進課

市民活動緊急支援助成金 (新しい生活様式対応事業)担当 宛

申請書類

申請書類は相模原市のホームページから ダウンロードできます。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/shisei_sanka/1020880.html



電話:042-769-8226